

提案第5号

商工・観光関係事業の取扱いについて

- 1 商工会議所補助金、商工業振興事業補助金、産業振興補助金は、
現行のとおりとする。

中小企業相談所補助金は、合併時に稲沢市の制度に統一する。

中小企業振興奨励金は、稲沢市の現行3年間の給付を1年間に短縮し、合併時に稲沢市の制度に統一する。

商業団体等事業費補助金は、合併時に稲沢市の制度に統一する方向で調整する。ただし、電灯料補助については、新市において調整する。

- 2 各金融制度については、稲沢市の制度に統一する。

ただし、中小企業振興融資助成及び利子補給補助については、新市において調整する。

- 3 各種観光イベントについては、新市において検討する。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

| | |
|-------|--|
| 協定項目 | 2 5 - 1 9 商工・観光関係事業の取扱い |
| 調整の内容 | <ol style="list-style-type: none">1 商工会議所補助金、商工業振興事業補助金、産業振興補助金は、現行のとおりとする。 中小企業相談所補助金は、合併時に稲沢市の制度に統一する。 中小企業振興奨励金は、稲沢市の現行3年間の給付を1年間に短縮し、合併時に稲沢市の制度に統一する。 商業団体等事業費補助金は、合併時に稲沢市の制度に統一する方向で調整する。ただし、電灯料補助については、新市において調整する。2 各金融制度については、稲沢市の制度に統一する。 ただし、中小企業振興融資助成及び利子補給補助については、新市において調整する。3 各種観光イベントについては、新市において検討する。 |

【提案理由】

商工及び観光に関する各種事務事業については、従来からの経緯、実績等に配慮し、行政格差を生じないように制度を統一するものである。

【法令・取扱通知等】

商工会議所法（昭和28年8月1日法律第143号）

（地区）

第8条 商工会議所の地区は、市（都の区のある地域においては、そのすべての区をあわせたもの。以下同じ。）の区域とする。但し、商工業の状況により必要があるときは、町の区域又は隣接する市と市町村若しくは隣接する町と町村をあわせたものの区域とすることができる。

2 前項但書の区域のうち、町の区域又は町と町村をあわせた区域は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第8条第1項第1号から第3号までに掲げる要件を備えたものでなければならない。但し、商工業の状況により、特に必要があるときは、この限りでない。

3 商工会議所の地区は、他の商工会議所の地区又は商工会の地区と重複するものがあるてはならない。

（市町村の廃置分合に伴う地区の特例）

第8条の2 商工会議所の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があつた場合において、その商工会議所の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会議所が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会議所の地区は、廃置分合前の市町村の区域とする。

商工会法（昭和35年5月20日法律第89号）

（地区）

第7条 商工会の地区は、一の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、一の市又は隣接する二以上の市町村の区域とすることができる。

2 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであってはならない。

（市町村の廃置分合に伴う地区の特例）

第8条 商工会の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があつた場合において、その商工会（その商工会が廃置分合後の市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とし、その地区が隣接する他の商工会と合併した場合（以下この条において「隣接商工会との合併の場合」という。）にあっては、当該合併後存続する商工会又は当該合併によって成立した商工会。以下この条において同じ。）の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会が解散するまでの間は、前条第一項の規定にかかわらず、その商工会の地区は、廃置分合前の市町村の区域（隣接商工会との合併の場合にあっては、当該合併前の各商工会の地区のすべてを合わせた区域）とする。

観光基本法（昭和38年6月20日法律第107号）

（国の施策）

第2条 国は、前条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならない。

- 1 外国人観光旅客の来訪の促進及び外国人観光旅客に対する接遇の向上を図ること。
- 2 国際観光地及び国際観光ルートの総合的形成を図ること。
- 3 観光旅行の安全の確保及び観光旅行者の利便の増進を図ること。
- 4 家族旅行その他健全な国民大衆の観光旅行の容易化を図ること。
- 5 観光旅行者の一の観光地への過度の集中の緩和を図ること。
- 6 低開発地域につき観光のための開発を図ること。
- 7 観光資源の保護、育成及び開発を図ること。
- 8 観光地における美観風致の維持を図ること。

（地方公共団体の施策）

第3条 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるように努めなければならない。

【現況】

| 項目 | 稲沢市 | 祖父江町 | 平和町 | 調整方針 |
|---------|---|---|--|--|
| 商工会 | <p>稲沢商工会議所 組織（平成 14 年度末現在） 会員数 2,005 名 部会 繊維工業部会 金属、機械器具工業部会 化学工業部会 食品工業部会 一般工業部会 木工業部会 土木建設業部会 植木産業部会 土木建築サービス業部会 商業部会 旅客運送業部会 サービス業部会 金融・専門サービス業部会 年会費 平等割 すべての会員について2 口以上（1口2,000円） 従業員数割 資本金割 徴収方法 納付書による納付、口座振替</p> | <p>祖父江町商工会 組織（平成 14 年度末現在） 会員数 602 名 部会 商業部会 工業部会 年会費 個人 8,000 円 法人 8,000 円 + 資本金割</p> | <p>平和町商工会 組織（平成 14 年度末現在） 会員数 418 名 部会 食品衛生部会 青色申告部会 法人部会 労務改善研究部会 交通安全部会 商業部会 工業部会 年会費 平均 22,825 円</p> | |
| 商工会等補助金 | <p>商工会議所補助金 補助対象 一般事業費及び給与額 とし、商工業の振興発展に寄与する もの 補助額 3,500 千円 中小企業相談所補助金</p> | <p>商工業振興事業補助金 補助対象 地域総合振興事業、経営 改善普及事業職員人件費、経営改善 普及事業指導事業、管理費で町長が 認めたもの 補助額 15,000 千円 事業費補助 900 千円 該当なし</p> | <p>産業振興補助金 補助対象 地域総合振興事業、経営 改善普及事業、管理費で町長が認め たもの 補助額 12,000 千円 該当なし</p> | <p>現行のとおりとする。 合併時に稲沢市の制度に</p> |

| 項 目 | 稲 沢 市 | 祖 父 江 町 | 平 和 町 | 調 整 方 針 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|--|--|-------------------------|---|------|----------------|-----|----------------|-----|--------|-----|---|---------|-------|---------|------|----------------|-----|--------|-----|--|---------|-------|-----------|-----|---|
| | <p>補助対象 小規模事業者の経営に関する改善向上、相談、指導、技術等の経営改善普及事業とし、国、県の補助金を除いた額</p> <p>中小企業振興奨励金 中小企業者が施設の新設又は、増設した場合に、対象施設に対する固定資産税相当額の2分の1の奨励金を3年間交付する。</p> <p>商業団体等事業費補助金 補助率 共同施設、共同事業は補助対象経費の20%（街路灯の新設は補助対象経費の40%） 電灯料 街路灯1基あたり 720円～5,020円(40W以下～301W以上の段階的補助)</p> | <p>該当なし</p> <p>商業団体等補助事業費補助金 補助額 共同施設（街路灯のみ） 2灯式 1基当たり 83,425円 電灯料 街路灯1基当たり 5,406円</p> | <p>該当なし</p> <p>該当なし</p> | <p>統一する。</p> <p>現行3年間の給付を1年間に短縮し、合併時に稲沢市の制度に統一する。</p> <p>合併時に稲沢市の制度に統一する方向で調整する。ただし、電灯料補助については50%補助とする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金 融 制 度 | <p>中小企業振興資金融資制度預託金 10金融機関 14店舗 180,000千円</p> <p>中小企業振興融資助成金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>融 資 金 額</th> <th>補 助 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100万円以下</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>100万円超 200万円以下</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>200万円超 500万円以下</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>500万円超</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>商工中金預託金 20,000千円 商工中金名古屋支店</p> <p>小規模事業資金預託金 貸付限度額</p> | 融 資 金 額 | 補 助 率 | 100万円以下 | 100% | 100万円超 200万円以下 | 60% | 200万円超 500万円以下 | 40% | 500万円超 | 30% | <p>中小企業振興資金融資制度預託金 4金融機関 30,000千円</p> <p>商工業振興資金融資保証料助成金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>融 資 金 額</th> <th>補 助 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>300万円超 500万円以下</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>500万円超</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table> <p>該当なし</p> <p>該当なし</p> | 融 資 金 額 | 補 助 率 | 300万円以下 | 100% | 300万円超 500万円以下 | 70% | 500万円超 | 40% | <p>中小企業振興資金融資制度預託金 5金融機関 11,000千円</p> <p>商工業振興資金保証料助成金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>融 資 金 額</th> <th>補 助 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>該当なし</p> <p>該当なし</p> | 融 資 金 額 | 補 助 率 | 1,000万円以下 | 50% | <p>現行のとおりとする。</p> <p>新たにセーフティーネット保証も補助対象として、融資金額500万円以下については保証料の2/3補助、500万円超（1,250万円限度）については保証料の1/3補助とする。</p> <p>合併時に稲沢市の制度に統一する。</p> <p>合併時に稲沢市の制度に統一する。</p> |
| 融 資 金 額 | 補 助 率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 100万円以下 | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 100万円超 200万円以下 | 60% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 200万円超 500万円以下 | 40% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 500万円超 | 30% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 融 資 金 額 | 補 助 率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 300万円以下 | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 300万円超 500万円以下 | 70% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 500万円超 | 40% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 融 資 金 額 | 補 助 率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1,000万円以下 | 50% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 項 目 | 稲沢市 | 祖父江町 | 平和町 | 調整方針 |
|---------|--|---|---|---|
| | 運転資金 100万円 貸付期間 1年 利率 1.4% 保証人 2名必要 該当なし | 中小企業者資金借入れ利子補給金 融資を受けた日から1年間 助成率 4分の1 | 商工業者資金借入れ利子補給金 実支払利率(現行1.5%)の内1% 分を3年間補助 | 近隣市町の中庸となる 利子の40%を1年間補助 する。 |
| 観 光 事 業 | 各種まつり さくらまつり あじさいまつり 稲沢まつり 夏まつり キャンペーン・レディー 定数 3人 任期 1年(6月~翌年5月) 謝礼 1日 9,300円 観光協会設立 検討課題 会員募集 役員構成 事務局体制 事業内容(主催、協賛、後援事業) 経費(会費、補助金、委託金) | 各種まつり 祖父江産業まつり 該当なし 該当なし | 各種まつり へいわまつり まつり委託事業 さくらまつり サマーフェスタ 該当なし 該当なし | 各種観光イベントにつ いては、新市において検討 する。 現行のとおりとする。 |

【先進事例】

| 市町村名 | 合併の期日 | 商工・観光関係事業の取扱い |
|------|-------|---------------|
|------|-------|---------------|

| | | |
|-------------------------|------------|--|
| 香川県 東かがわ市 (新設合併) | 平成15年4月1日 | <p>商工観光関係事業の取扱い</p> <p>(1) 融資事業については、引田町の例により調整する。</p> <p>(2) 企業誘致事業については、新市に移行後、速やかに調整する。</p> |
| 山梨県 南アルプス市 (新設合併) | 平成15年4月1日 | <p>商工業・観光振興の取扱い</p> <p>商工業・観光振興の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 商工会については一本化を図り、新市全域にかかる統合組織を設置する。</p> <p>(2) 合併後速やかに新市の観光協会を設置し、観光振興の強化を図る。</p> <p>(3) 小規模企業者の貸付資金については現行制度を維持することとし、勤労者に対する貸付資金については、白根町の例により新市全域を対象とする。</p> <p>(4) 商工業振興にかかる継続中の事業は新市に引き継ぐ。また、新市の商工業振興計画を策定し統一的な振興を図る。</p> |
| 愛知県 田原市 (編入合併) | 平成15年8月20日 | <p>商工・観光関係事業</p> <p>(1) 各種観光イベント事業及び観光施設の管理業務については、新市において検討する。 ただし、合併年度は、現行のとおりとする。</p> <p>(2) その他商工・観光に関する各種事務事業については、田原町の制度に統一する。 ただし、これにより難しい場合は、両町の実態に合わせ調整を行うものとする。</p> |